特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
55	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
藤沢市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
藤沢市長

公表日
令和7年2月27日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	保健所・保健センター業務情報システム（業務共通システム、予防接種サブシステム） 団体内統合宛名システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種対象者台帳

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 ・情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	藤沢市保健所　保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町１番地の１ 藤沢市役所　市民自治部　市民相談情報課　情報公開センター 0466-50-3567

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-0022 藤沢市鵠沼２１３１番地の１ 藤沢市保健所　保健予防課 0466-50-3593

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　　30万人以上　　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月17日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月17日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない（入手）**	**[　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行うなどの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月17日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	番号法第１９条の改正に伴う変更
令和3年12月17日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第19条第7号別表第二の115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	1　番号法第19条第8号及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・別表第二の115の2の項 （別表第二における情報照会の根拠） ・別表第二の115の2の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下、「別表第二省令」という。） （別表第二省令における情報提供の根拠） ・別表第二省令第59条の2　※別表第二の115の2の項 （別表第二省令における情報照会の根拠） ・別表第二省令第59条の2　※別表第二の115の2の項	事後	番号法第１９条の改正に伴う変更
令和5年8月23日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①藤沢市保健所　地域保健課 ②地域保健課長	①藤沢市保健所　保健予防課 ②保健予防課長	事後	担当部署名の変更
令和5年8月23日	Ⅰ関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒251-0022 藤沢市鵠沼２１３１番地の１ 藤沢市保健所　地域保健課 0466-50-3592	〒251-0022 藤沢市鵠沼２１３１番地の１ 藤沢市保健所　保健予防課 0466-50-3593	事後	担当部署名の変更
令和6年12月16日	Ⅰ関連情報1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の内容	新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第19条第8号別表に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	
令和6年12月16日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項別表第一の93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第67条の2	・番号法第9条第1項及び別表126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	事後	
令和6年12月16日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	1　番号法第19条第8号及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・別表第二の115の2の項 （別表第二における情報照会の根拠） ・別表第二の115の2の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下、「別表第二省令」という。） （別表第二省令における情報提供の根拠） ・別表第二省令第59条の2　※別表第二の115の2の項 （別表第二省令における情報照会の根拠） ・別表第二省令第59条の2　※別表第二の115の2の項	・情報照会の根拠 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 ・情報提供の根拠 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項	事後	
令和6年12月16日	Ⅳ　リスク対策　8．人手を介在させる作業		項目追加	事後	
令和6年12月16日	Ⅳ　リスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数及び2．取扱者数いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和6年12月17日時点	事後	